

学校感染症による登校開始許可証明書について（ご依頼）

平素より、学校教育にご理解とご協力いただき厚く感謝申し上げます。
本校では学校保健安全法により学校感染症に罹った場合には出席停止等の措置を講じております。 つきましては、ご多忙のところお手数ですが以下にあります証明書にご記入くださいますようお願いいたします。

【医療機関記入欄】

登校開始許可証明書

年 組 番 生徒氏名 (氏名等を記入してから医療機関に持参してください)

当該生徒、以下による感染のおそれがないため登校を許可する。

診断名

出席停止期間 年 月 日 から 年 月 日

受診医療機関名

【保護者記入欄】

学校感染症による欠席届

上記のとおり学校感染症の診断を受けたため欠席しました。
一日を通して学校活動ができるまでに症状が回復しているため登校いたします。

欠席期間 年 月 日 から 年 月 日

保護者氏名

【担任記入欄】 早退がある場合は必ず記入し、上記内容を確認しサインする。

早 退： 月 日 時間目～

担任サイン

【提出先】 生徒→担任→教務→保健室

2025 年 4 月改定

学校保健安全法施行規則により、学校感染症に罹患した場合は出席停止の措置をとらせていただきます。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません） この期間は、学校内での感染拡大を防止するため、またご本人の病状が重篤化しないための重要な安静期間となります。 学校感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡をいただき学校をお休みしてください。

登校を再開する際には、本校指定の証明書を本校HP、web通信多目的掲示板よりダウンロードし医療機関に記入してもらい、保護者欄記入の上、登校日にその用紙を担任教諭に提出してください。

短期間に同一学校感染症で複数回、許可証明書・欠席届の提出があった、または学校感染症が理由で10日以上登校が困難な状態が続くなど病状によっては担当した医師の詳細な意見書を提出していただく場合があります。

感染症種別	伝染病の種類	出席停止期間
第1種学校感染症	エボラ出血熱・コンゴ熱 痘そう、南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)中 東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス属であるものに限る)及び鳥 インフルエンザ	治癒するまで
第2種学校感染症	① インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ② 百日咳 ③ 麻疹 ④ 流行性耳下腺炎(おたふく風邪) ⑤ 風疹 ⑥ 水痘 ⑦ 咽頭結膜炎(プール熱) ⑧ 結核 ⑨ 髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩ 新型コロナウイルス感染症	① 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで ② 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱した後、3日を経過するまで ④ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤ 発疹が消失するまで ⑥ すべての発疹が痂皮化するまで ⑦ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ⑨ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ⑩ 発症した後5日を経過しかつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種学校感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 (感染症名は一部抜粋)	感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 帯状疱疹	左記の感染症は種類や各地域、学校における感染症の発生・流行状況を考慮の上で出席停止を判断する必要があるもの。例示として列举したもので医師の指示に従う必要があります。